

令和8年度那覇市LRT需要予測検討業務 特記仕様書

1 業務名称

令和8年度那覇市LRT需要予測検討業務

2 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

3 業務対象区域

那覇市内

4 適用範囲

本仕様書は、那覇市（以下「発注者」という。）が発注する「令和8年度那覇市LRT需要予測検討業務」に適用する。

5 業務目的

本市では、第5次那覇市総合計画に掲げる「誰もが移動しやすいまちをつくる」施策の推進に向け、「那覇市交通基本計画」、「第二期那覇市総合交通戦略」及び「那覇市地域公共交通計画」を策定してきた。本市ではこれら上位計画に基づき、現在「那覇市LRT整備計画素案（以下「素案」という。）」を作成し、関係機関との協議を進めている。

今般、LRT導入検討の重要な要素となる「第4回沖縄本島中南部都市圏パーソントリップ調査」（以下、第4回PT調査）が令和7年度に完了し、これにより最新かつ詳細な移動実態データが取りまとめられた。

そこで本業務では、当該調査結果を反映し、最新の移動実態に即したLRT需要予測モデルの検討を行うことを目的とする。

6 業務内容

別紙1「業務内容書」のとおり。

7 業務計画書等

- (1) 本業務受注者（以下「受注者」という。）は、契約成立後速やかに本業務に着手するものとし、着手にあたっては、次に掲げる書類を発注者に提出すること。
□着手届 □管理技術者等通知書 □業務計画書
- (2) 業務計画書には下記事項を記載することとし、発注者の承認を得ること。
□業務概要 □実施方針 □業務工程表 □組織体制 □打合せ計画
□成果品の内容 □使用する主な図書及び基準 □連絡体制
□技術者一覧及び経歴 □照査計画 □その他必要事項
- (3) 業務計画書の記載内容に追加又は変更が生じた場合には、速やかに発注者に文書で提出し、承認を得ること。

8 配置する技術者等

受注者は、本業務を遂行するにあたって、発注者の意図及び目的を十分理解した上で経験のある技術者を定め、かつ、適切な人員を配置し、正確丁寧に行わなければならない。配置する技術者の資格及び役割等は以下のとおり。

(1) 管理技術者

- ①本業務の全般にわたり、技術的管理を行うものとする。
- ②道路、都市計画関連業務に精通した実務経験豊かな技術者とし、以下いずれかの資格保有者であることとする。
 - ・技術士（総合技術監理部門「建設：道路又は都市及び地方計画」）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
 - ・技術士（建設部門：道路又は都市及び地方計画）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
 - ・RCCM（都市計画及び地方計画）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。

③同種又は類似の実績

下記に示される同種業務又は類似業務について、平成28年度以降から公告日まで完了した業務（再委託による業務の実績は含まない。）において、企業単体もしくは共同企業体の代表構成員として、実施した業務1件以上を有さなければならない。

- a 同種業務：国、地方公共団体又はそれに準ずる機関における新たな公共交通システム導入に関する交通需要予測業務
(LRT、BRT など、新たな公共交通システムの導入可能性調査や基本計画等策定、その他都市圏全体の交通施策の方向性を定めるマスタープラン

の策定・改訂における四段階推計法による需要予測を含む業務。)

b 類似業務：国、地方公共団体又はそれに準ずる機関における道路網整備または駅、港、空港等の大規模交通結節点に関する交通需要予測業務。

(2) 照査技術者

①業務計画書に本仕様書の「6. 業務内容」の各過程における照査に関する事項を定め、これに従って業務の成果の確認を行うとともに、照査を行うものとする。

②道路、都市計画関連業務に精通した実務経験豊かな技術者とし、8. (1) 管理技術者に要する資格と同じものを保有するものとする。

③同種又は類似の実績

8. (1) 管理技術者に要する実績と同じものとする。

(3) 担当技術者

①管理技術者のもとで業務を担当するものとする。

9 資料貸与及び返却

(1) 発注者は、発注者が所有する資料等で本業務に必要な資料等は、所定の手続きにより受注者へ貸与する。

(2) 受注者は、発注者から貸与のあった資料等について、その重要性を認識し、破損、紛失等の事故がないように取り扱うものとし、業務上必要であっても発注者の承諾なくして複製又は貸与してはならない。

(3) 貸与した資料等について、破損、紛失等の過失が生じた場合には、受注者がその責任を負うものとする。

(4) 受注者は、発注者から貸与のあった資料等について、業務終了後に速やかに返却するものとする。

10 打合せ

(1) 受注者は、発注者と常に緊密な連絡をとり、十分な打ち合わせを行うとともに、作業の途中において報告を求められた時は、直ちに書面などによる報告を行わなければならない。

(2) 発注者と受注者の打ち合わせ協議は、着手時、定例会議、成果品納入時に行うが、それ以外に必要な場合は協議の上、適宜、行うものとする。

(3) 打ち合わせなどの会議録は、受注者において必ず作成するものとし、相互に確認しなければならない。

(4) 管理技術者は、着手前及び成果品納入時に立ち会うものとする。

11 進捗報告及び検査

- (1) 受注者は、本業務の遂行にあたり、業務着手後毎月発注者へ業務進捗状況を書面で報告するものとする。なお、進捗10%以上の遅れがある場合は、遅れの理由及び遅れについての対応を報告するものとする。
- (2) 受注者は、発注者の申出により随時検査を受けなければならない。

12 業務の完了

本業務は、成果品を納品し、発注者の検収合格をもって業務完了とする。ただし、完了後であっても誤謬等が発見された場合は、速やかに無償で修正又は再作業を行うものとする。

13 訂正・補足箇所の修正

受注者は、本業務完了後に受注者の過失または粗漏に起因する成果物の不良箇所が発見された場合は、必要と認める訂正、補足及びその他必要な作業を受注者の負担において実施しなければならない。

14 法令等の遵守

受注者は、本業務の実施にあたっては、関連する法令等を遵守しなければならない。

15 機密の厳守

受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を外部に漏らし、または他の目的に使用してはならない。この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

16 成果物の納入及び帰属

- (1) 成果物の納入場所は、那覇市役所都市みらい部都市計画課とする。
- (2) 本業務における成果物は、すべて発注者に帰属し著作権を有するものであり、受注者は、本業務の過程及び結果から知り得た情報について、発注者の許可なく公表、又は貸与してはならない。

- (3) 本業務で調査した内容やデータ整理などに使用した原資料は、すべて成果物の一部として提出するものとする。
- (4) 本件業務の実施による成果物は、画像等の著作権上の権利関係を済ませた上で納入すること。また、それらに関する紛争が生じた場合は、受注者の責任において対応するものとし、本市は責任を負わない。

17 その他

本仕様書に定めがない事項について疑義が生じたとき、及び、別に定める必要が生じたときは、協議の上、定めるものとする。

18 暴力団員等による不当介入の排除対策

- (1) 受注者は、当該業務を履行するにあたって「那覇市発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書（平成23年1月12日）」に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。違反したことが判明した場合には、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。
- (2) 暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに調査員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- (3) 暴力団員等から不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、速やかに調査職員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
- (4) 排除対策を講じたにもかかわらず、履行期間に遅れが生じる恐れがある場合は、速やかに調査職員と工程に関する協議を行うこと。

19 那覇市暴力団排除条例及び同排除要綱に基づく排除対策

- (1) 受注者は、当該業務を履行するにあたって「那覇市暴力団排除条例及び同排除要綱に基づく排除対策」に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (2) 受注者（落札者）は、暴力団密接関係者を市発注委託業務等から排除するため、別紙誓約書兼同意書を都市計画課へ提出しなければならない。
- (3) 受注者は、当該業務委託契約等関連の中で、直接の発注者又は雇用者（以下「直近上位請負者」という。）に対し「1次及び2次下請以下の全ての下請契約者及び日雇労働者は、直近上位発注者に誓約書兼同意書（下請用）を提出しなければならない」旨の義務を課さなければならない。

- (4) 受注者は、直近上位発注者に対し、誓約書兼同意書（下請用）を提出しない者と、下請契約等を締結してはならない旨の指導をしなければならない。
- (5) 受注者はその旨、全ての当該委託業務関連者に周知しなければならない。

19 再委託の制限等

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

＜契約の主たる部分＞

- ・ 検討判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務
- ・ 関係機関等との連絡調整業務

(2) 再委託の相手方の制限

指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

(3) 再委託の範囲

本委託契約の履行に当たり、受注者が第三者に委任し、又は請負わせることのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。

＜再委託により履行することのできる業務の範囲＞

- ・ 選好意識調査の実施における調査システムの運営等に係る業務
- ・ 複写・印刷・製本
- ・ その他単純作業的な業務であって容易かつ簡易なもの

20 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。

- | | |
|-----------------------------|-----|
| (1) 業務報告書（パイプ式ファイル等） | 1 式 |
| (2) その他、発注者の指示する資料 | 1 式 |
| (3) 上記の電子データ（CD-RまたDVD-ROM） | 1 式 |